

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 7 年 3 月 31 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

記

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 46 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 39 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 39 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適

用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率区分を新設する必要がある。